

令和2年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和2年6月19日(金曜日)

○日時 令和2年6月19日 午前10時00分開会

平 賀 貴 幸

○場所 議場

古 田 純 也

○議件

村 椿 敏 章

1. 議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正
予算中、所管分

○欠席委員(0名)

2. 議案第2号 令和2年度網走市国民健康保険
特別会計補正予算

○委員外議員(1名)

3. 議案第3号 令和2年度網走市介護保険特別
会計補正予算

議 長 井 戸 達 也

4. 議案第4号 令和2年度網走市後期高齢者医
療特別会計補正予算

○傍聴議員(5名)

5. 議案第5号 網走市手数料条例の一部を改正
する条例制定について

石 垣 直 樹

6. 議案第6号 網走市後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例制定
について

川原田 英 世

澤 谷 淳 子

松 浦 敏 司

山 田 庫 司 郎

7. 議案第7号 網走市介護保険条例の一部を改
正する条例制定について

○説明者

副 市 長

川 田 昌 弘

8. 議案第8号 網走市国民健康保険条例の一部
を改正する条例制定について

市 民 環 境 部 長

酒 井 博 明

健 康 福 祉 部 長

桶 屋 盛 樹

9. 請願第16号 「子供の貧困」解消など教育予
算確保・拡充と就学保障、義務
教育費国庫負担制度堅持・負担
率2分の1への復元、教職員の
超勤・多忙化解消・「30人以下
学級」の実現に向けた意見書提
出についての請願

市 民 活 動 推 進 課 長

湯 浅 崇

戸 籍 保 險 課 長

清 杉 利 明

戸 籍 保 險 課 参 事

渡 邊 眞 知 子

社 会 福 祉 課 長

江 口 優 一

社 会 福 祉 課 参 事

結 城 慎 二

介 護 福 祉 課 長

高 橋 善 彦

子 育 て 支 援 課 長

高 畑 公 朋

子 育 て 支 援 課 参 事

小 沼 麻 紀

10. 陳情第18号 「国による全国学力調査を全員
参加の悉皆から抽出に改めるこ
と」を求める陳情

教 育 長

三 島 正 昭

11. 陳情第19号 「公立学校教員に1年単位の変
形労働時間制を適用しないこ
と」を求める陳情

学 校 教 育 部 長

林 幸 一

学 校 教 育 部 次 長

小 路 谷 勝 巳

学 校 教 育 課 長

小 松 広 典

12. 所管事務調査について

(1) 学校給食調理場について

○事務局職員

事 務 局 長

武 田 浩 一

次 長

伊 倉 直 樹

総 務 議 事 係 長

神 谷 浩 一

総 務 議 事 係 主 査

寺 尾 昌 樹

○出席委員(7名)

委 員 長 永 本 浩 子

副 委 員 長 近 藤 憲 治

委 員 金 兵 智 則

工 藤 英 治

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案8件、請願1件、陳情2件の合計11回を審査いたします。進行ですが、初めに市民環境部、健康福祉部の審査を行います。

その後、理事者入替えをし、教育委員会関係の議案の審査と請願、陳情の審査を行います。

それでは最初に、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、コミュニティ活動備品整備事業の説明を求めます。

○湯浅崇市民活動推進課長 議案資料12ページを御覧ください。

議案第1号令和2年度一般会計補正予算中、市民活動費、コミュニティ活動備品整備事業補助金の補正について御説明いたします。

初めに、1の補正の理由及び内容ですが、西地区地域活動推進協議会が地域の住民の健康づくりとコミュニティ活動の活性化を目的に実施します、健康管理事業の機器整備に対し補助するため補正するものです。

内容につきましては、ストレスや血液循環を同時に測定します抹消血液循環測定器、脳年齢、血管年齢を把握する健康情報端末機、肩や腰の筋肉の凝り具合を測定します筋硬度計の三つの機器の整備に対し、180万円を補助するものであります。

次に2の補正ですが、(1)の歳出予算額は、事業名にコミュニティ活動備品整備事業補助金を追加し、180万円を補正するものです。

補正に係る財源につきましては、全額を一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金で(2)の歳入予算に追加するものであります。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 それでは、何点かお伺いしたいのですが、補助金ということですので、西地区地域活動推進協議会も幾らか出して、多分総額幾らかの事業なのかなと思いますけれども、まず総額が幾らなのかわかりたいと思います。

○湯浅崇市民活動推進課長 はい、今回の事業の総額につきましては、予算につきましては、183万5,000円を予定しております。

西地区地域活動推進協議会においては、残りの3万5,000円を支出予定としております。

○金兵智則委員 了解をいたしました。

これ入った機械の管理なんかは、もうこの協議会のほうにお任せという形になるのですか。

○湯浅崇市民活動推進課長 購入主体が、西地区地域活動推進協議会となりますので、管理のほうにつきましても、西地区地域活動推進協議会が担うものと考えております。

○金兵智則委員 今後、何かメンテナンス云々かぬんは、全部協議会のほうがやるといことなのかなというふうに思いますけれども、それでよかったですか。

○湯浅崇市民活動推進課長 はい、そのとおりでございます。

○金兵智則委員 この機械なのですけども、地域住民の健康づくりとコミュニティの活性化ということを目的になっているのですけれども、使用できるのはこの地区の方だけなのですか。

○湯浅崇市民活動推進課長 はい、この機器の購入に当たっては、西地区地域活動推進協議会が購入を図り、事業に使うものでございますが、事前協議を行っておりますが、購入後は地域で活用しない際には、市内のコミセンや町内会等にですね、貸し出す予定としております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

ほかの地域でも、使えるようなことが出てくるといことで理解をいたしました。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 私からも何点か伺います。

最初に活用方法なのですけども、何らかの集会成为り活用する機会があって、そこで集中して使うようなものなのか、日常的に置いてあって自由に使えるようになるのか、はたまた両方なのか、どんな運用になるのでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 西地区地域活動推進協議会では、高齢者の健康づくりや居場所づくりに活用する目的で整備を図ることとしており、地域の事業展開がされるときのみですね、活用する予定でございます。

○平賀貴幸委員 はい、理解をさせていただきました。

先ほども答弁の中で、各コミセン等に貸出しがあるということなのですけども、実際に借りてみて、これはいいなということ、自分のところのコミセンなり町内会でも導入したいといったときに

は、またこのコミュニティ助成事業助成金、こちらのほうを活用しながら整備をするという考え方は、市としては持つ感じなのでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 できる限り、この機器を広く市民の方々に利用してもらうことを基本としておりますが、再度ですね、そのような地域で要望が強い場合につきましては、市として何らかの方向で検討を図っていきたくと考えております。

○平賀貴幸委員 いろいろなタイプがあるので、これがいいのか、どうなのかというのも、使ってみないとわからない部分もあると思いますけれども、実際貸出しされたりしてですね、いいなど、自分のところでも欲しいなということは、十分考えられると思いますので、この助成金を使うと、なかなか何年かには一遍しかなかなか当たらないということは容易に想像できるものですから、場合によっては市で独自で予算化もですね、念頭に置きながら地域の方々といろいろとコミュニケーションをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 そのように検討したいと思えます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではなきようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、コミュニティ活動備品整備事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 では、次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、消費生活相談事業について説明を求めます。

○湯浅崇市民活動推進課長 議案資料13ページを御覧願います。

議案第1号令和2年度一般会計補正予算中、市民活動費消費生活相談事業の補正について御説明いたします。

初めに、1の補正の理由ですが、北海道消費者行政強化事業を活用し、消費者生活に関わる消費生活相談員の相談技術の向上と、消費者問題に対する市民の意識向上を図るほか、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法などの注意喚起を行うため、事業費を追加補正するものです。

内容につきましては、網走消費者協会に委託して実施しています、金融教育、高齢者出前講座などのセミナー開催時の講師謝礼に16万円、啓発資材の購入、啓発チラシの作成に78万3,000円、地産地消セミナーや新型コロナウイルスに便乗しました特殊詐欺悪質商法に対する注意喚起ラジオ放送委託料に71万4,000円、消費生活相談室の相談員が研修に参加する旅費等の参加者負担金に44万円の合計209万7,000円となっております。

次に2の補正額ですが、(1)の歳出予算は、消費生活相談事業に209万7,000円を追加し、補正後の事業費総額は480万4,000円となるものです。

(2)の歳入予算につきましては、全額北海道からの消費者行政強化事業補助金でございます。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは、質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 内容について、もう少し詳しく教えてほしいなと思ったのですが、啓発チラシは何回ほど発行するのか、またセミナーはどんな内容なのか、講師はどのような方を予定しているのか。

また、ラジオの番組のことですけれども、これはFMあばしりかと思うのですが、71万4,000円のうち費用は幾らなのか、何回放送する予定なのか、また期間はどれくらいなのかをお聞かせください。

○湯浅崇市民活動推進課長 セミナーにつきましては、地産地消セミナーとしまして、市内のコミセン、住民センターにおいて地元食材を活用した料理教室などの開催を通じまして、消費教育を行うものでございます。

1回1万円の委託料を計上して、合計12回開催を予定しております。

また、チラシにつきましては、7月中旬に作成を予定しており、3,000枚の枚数を印刷する予定でございます。内容につきましては、コロナ関連の消費啓発や、給付金詐欺などに対する注意喚起を含めたものとし、高齢者等を対象としまして、配布をする予定でございます。

ラジオにつきましては、FMあばしりを通じまして、新型コロナウイルス関連詐欺や定額給付金詐欺などに関する啓発ラジオCM放送を予定しております。

放送時期としましては、7月から3か月程度の放送を予定しております。

以上です。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 私からも伺います。

ラジオ番組の関係で、7月から3カ月程度ことでしたけれども、FMあばしりで収録した同じものをずっと流し続けるというイメージでよかったのでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 ラジオCM放送ということですので、収録したものを1日5回程度放送したいと考えております。

○平賀貴幸委員 はい、理解はさせていただきます。

それで、ラジオで流れるというのもいいことなのですが、やはりその聞ける方が限られているというのが、現状としてやっぱりあるのだと思います。

そこでですけれども、そのCMをどうにかしてですね、動画で撮影をした上で、SNSにも載せていただけないかなと思うのですけれども。

というのは、高齢者の方々はなかなかそのスマートフォンやSNSは見ないというふうに、みんな思うのですけれども、でも我々がこういうのがあるのだよということを、高齢者の方に見せる手段として大変動画は有効でして、あるいは、ふれあいの家等の集まりの時にみんなでその動画を見て、こういうことに気を付けたほうがいいのだねというふうに、自分で学ぶには大変有効なものでして、それがラジオだとそういう活用の仕方ができないものですから、せっかくですからそういうことも含めてやっていただくと、予算として生きるのではないのかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 当初の予定では、ラジオ放送の中身につきまして、市のホームページ上で音声データとして公表したいと考えておりますが、委員御指摘のとおりですね、映像によることも、検討するべきと考えますので、その点について検討したいと思います。

○平賀貴幸委員 ぜひうまい形で予算を活用して、さらにその効果を上げるような啓発の方法、ぜひこの機会にやっていただければと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算

中、所管分のうち消費生活相談事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、ふれあい活動センター改修事業について説明を求めます。

○結城慎二社会福祉課参事 それでは、議案資料14ページを御覧願います。

令和2年度網走市一般会計障がい者福祉費ふれあい活動センター改修事業の補正予算について御説明いたします。

まず、補正の理由及び内容でございますが、網走市ふれあい活動センターの改修工事を行うため、必要な経費を追加補正するものであり、金額は3,102万円となります。

網走市ふれあい活動センターは、昭和52年に建築されたNTT東日本のラインマンセンターを平成17年に市が購入し、同年より障がい者を対象とする地域活動支援センター等に活用している施設でございます。

この施設は建築後40年以上が経過しており、これまでも雨漏り、あるいは暖房用ボイラーの不調があり、それぞれ必要な修繕を行ってきたところでございますが、それ以降も施設の老朽化に伴う不具合が頻発しており、今後の長期的な施設利用に耐えるためには、根本的な原因解消のための大規模な改修が必要であると判断したものでございます。

今回の改修は、施設老朽化に伴う屋根等の改修及び屋外排水設備の改修、あわせて現在未使用となっている地下重油タンクの撤去を行うもので、費用につきましては屋根等の改修が2,697万8,000円、屋外排水改修工事が85万2,000円、地下重油タンクの撤去が319万円となります。

補正額でございますが、事業費3,102万円の財源内訳につきましては、(1)歳出予算に記載のとおり、公共施設等適正管理推進事業債、及び一般単独事業債2,690万円を活用することとし、残る412万円が一般財源となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)の歳入予算に記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうちふれあい活動センター改修事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、介護保険特別会計繰出金についてと、議案第3号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算について関連がありますので、併せて説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは、議案資料15ページを御覧願います。

令和2年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算、介護保険システム改修にかかる補正予算につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります。介護保険システムにマイナンバーの情報を連携する改修を行うため、必要となる財源を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すこととし、次の経費を追加補正するものでございます。

システム改修内容につきましては、マイナンバー情報を連携することにより、高額医療合算介護サービス費に係る自己負担額証明書情報が、転入前市町村間で取得することが可能となる機能が追加されるものであります。また、システム改修にかかる費用につきましては、75万9,000円でございます。

初めに、一般会計になりますが、介護保険特別会計に繰り出す金額につきましては、31万7,000円でございます。歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額（1）一般会計の歳出予算に記載のとおりとなっております。

次に、介護保険特別会計になりますが、システム改修費用が75万9,000円となり、その財源につきましては、国庫補助金が44万2,000円、一般会計繰入金金が31万7,000円となります。

歳出、歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額、（2）の介護保険特別会計の歳出予算、歳入予算に

記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 このシステム改修を行うことで、転居のタイミング等で、場合によっては、そごが発生する可能性があった高額医療費の関係のことが、そういうことがなく市町村間でやり取りできるようになるというふうに理解するのですけれども、それで間違いなかったでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 被保険者が、証明書の添付を省略できるということになりますので、委員おっしゃるとおり、市町村間でのやり取りが可能となるものでございます。

○平賀貴幸委員 介護保険の被保険者にとって利便性が高まるということで、基本的にはいいことだと思いますけれども、あえて何うのですけれども、これは絶対にやらなければならない事業なのか、それともやらなくても、今までどおりのやり取りでできなくはない事業なのか、どちらなのか。

○高橋善彦介護福祉課長 全国的にですね、改修を進めるということでございますので、今までどおりのやり方ができないわけではないのですけれども、これを使うことによって被保険者の利便が向上するというので、当市としても実施するという考えでございます。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではなきようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、介護保険特別会計繰出金についてと、議案第3号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、高齢者福祉施設整備事業返還金について説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは、議案資料16ページを御覧願います。

令和2年度一般会計補正予算、高齢者福祉施設整備事業返還金につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります、平成22年度に交付した高齢者福祉施設整備事業補助金において、補助金交付要綱等に基づく返還が生じたため、次の経費を追加補正するものでございます。

返還を要する金額につきましては、3,763万1,000円となっております。

次に返還の理由でございますが、補助事業者である社会福祉法人が設置する小規模多機能型居宅介護事業所、みなとレインボーハイツにつきましては、平成23年4月に開設後、平成28年10月より休止の状況であり、本年4月に通所介護事業所への転用が承認されたところでございます。

当該事業所につきましては、開設からの経過年数が5年であり、財産処分の承認基準となる経過年数10年を超えていないため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、受領済みの補助金の一部につきまして、市を通じて全額北海道へ返還するものでございます。

歳出、歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額に記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 この事業については過去にですね、休止も含めてこういった事態が生じないのかということ、質疑させていただいた経過がございますので伺いたいと思いますが、結果的にこういうふうなことになってしまったのですけれども、やむを得なかったというふうに率直に考えられているのか、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 こちらの事業所につきましては、平成23年4月から小規模多機能居宅介護事業所と小規模特別養護老人ホームで開設したわけでございますけれども、かねてよりなかなか運営状況が厳しいというようなところを伺っておりますので、今回このような形で転用というような形に至ったわけでございます。

○平賀貴幸委員 開設当初からちょっと心配があったのでいろいろ質疑をしつつ、休止のことも含めて過去もこうならないようにということで、伺った経過もあるのですけれども、こうなってしまったのは仕方ないので、どうこうという話はこれ以上あまりしてもあれなのかもしれませんけれども、一つ気になるのは、この道の補助金ですけれども、返還する

ことになる、これはやむを得ない、法律上やむを得ないのですけれども、この返還をすることによって今後、網走市内のどこかの事業所で同種の事業の補助を受けるときに、何らかの影響があるとか、そういったことはあるものなのかないものか、どういう認識でいらいいのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 補助金の返還につきましては北海道等とですね、協議を行っておりますので、今後ほかの法人がこういった補助事業を使う際には、特段の影響はないものと考えております。

○平賀貴幸委員 介護保険の計画の中に基づきながら、こういった施設については整備していくのだというふうに理解をしています。

今回せっかく整備したけれども、結果的に廃止されて通所に転用することになるのですけれども、このことによって計画上どのような影響が出るのかなのですけれども、小規模多機能については、また改めて別に整備しなければいけないものなのか、地域的なことも鑑みてどういうふうにとらえたいのか、計画との整合性含めて伺いたいと思います。

○高橋善彦介護福祉課長 こちら、みなとレインボーハイツの小規模多機能型居宅介護事業所に入居されていた、利用されていた方につきましては、同法人の別な大曲レインボーハイツや、向陽レインボーハイツなどを利用されておりますので、特段利用者への影響はないものでございます。

計画上の影響につきましても、今現時点では特段の影響はないものというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 今後新たな計画をつくる際に、今回のこともですね、いろいろ勘案に入れながら計画を立てていただきたいと思いますと思いますが、計画とはいえ、全て100%計画どおりになるとも限りません。

こういったことは、あまりあってほしくないのですけれども、どうしても出てくるのはやむを得ない部分もあるのだというふうに理解はしますが、できるだけこういったことは生じないような整備を今後も進めていながらですね、対応していただきたいと思います。こういうことがあったからといって、整備に萎縮がないような事業の推進をお願いしたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、高齢者福祉施設整備事業返還金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、児童手当支給事務費について説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 議案資料17ページを御覧願います。

令和2年度一般会計児童福祉費、児童手当支給事務費の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。児童手当システムにマイナンバーの情報を連携する改修を行うため、これに係る経費を追加するものです。

改修内容としましては、児童手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携の推進を図るための標準システムのレイアウトの改版となります。

今後、情報連携の活用により、現在受給者より年1回の現況届の際、保険証の写しを提出していただいておりますが、こちらが原則不要となります。

2の補正額であります。システム改修委託料として60万円となり、財源は国庫負担金が40万円となり、残り20万円が一般財源となります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額については、(1)の歳出予算の記載のとおりとなります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額については、(2)の歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、児童手当支給事務費については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第2号令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算のうち、傷病手当金について説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料22ページを御覧ください。

令和2年度国民健康保険特別会計補正予算、傷病手当金につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症への感染や、発熱等の症状があり感染が疑われる方に対しまして、傷病手当金を支給するため、次の経費を追加補正するものでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、労働者が感染した場合や感染が疑われる場合におきまして、療養に専念しやすい環境を整備するため、傷病手当金の支給を行うものでございます。

補正額でございますが、歳出予算につきましては支給する傷病手当金としまして、補正額188万8,000円とし、財源内訳につきましては全額国庫補助金でございます。

歳入予算につきましては、表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○古田純也委員 今回、傷病手当金の188万8,000円の算出方法というのは、どういう形で算出されたかお伺いいたします。

○清杉利明戸籍保険課長 この傷病手当金につきましては、北海道が試算したコロナウイルスの想定罹患率ですとか、1日当たりの平均給与額などをもとにしまして、当市における試算をしまして、一応想定申請者数としましては12名を見込みまして、また、1日当たりの平均給与額としましては、約5,900円と試算しまして、その支給基準でございます3分の2となりますので、その金額と想定の日数を40日間と試算をしまして、この188万8,000円と見込んでおります。

○古田純也委員 はい、理解いたしました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 傷病手当の支給になる条件というのは、休むときにどのような形で休めば支給になるのか伺います。

○清杉利明戸籍保険課長 まず一つは、新型コロナウイルスに感染した場合ですね。

それから、発熱等の症状があって、感染が疑われて医師の判断のもと、仕事に就くことができないといった場合に支給の対象となります。

○村椿敏章委員 医師の判断ということですね。

コロナウイルスにかかったのではないかと心配されて、医者に行けばいいのですけれども、なかなか病院のほうも受け入れてくれないとか、そういうこともあると思うのですが、その辺についてどう対応していけばいいのか、何か考えがあれば伺います。

○清杉利明戸籍保険課長 そこは、新型コロナウイルスの感染症に関するものなのか、どうかという判断については、専門家ではない市の職員としてはできないという判断をしておりますので、そこは医師等の診断等に基づく判断としたいというふうに考えております。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 幾つか伺いたいのですが、1日当たりの平均給与5,900円というふうに算定したということですが、最低賃金を下回るのではないかと思いますので、本当にこの平均給与の算出で大丈夫なのですか。

ちょっと算出の根拠が、いま一つまだわからないのですけれども。

○清杉利明戸籍保険課長 網走市ですね、国民健康保険の被保険者のうちですね、給与収入がある方を抽出しまして、平均収入から1年間の勤務日数等も加味してですね、割り返しますと、平均で約5,900円というものが出ましたので、当然、実際にそれを上回る給料等がですね、減収になればその3分の2程度をお支払いするものでございますが、日数としましては想定支給日数は、この補正予算を組む際にはですね、40日間という形で長めには見ておりますので、予算の中で対応ができるかなというふうには考えております。

○平賀貴幸委員 そうすると、今の説明も積算の根拠となる数字が5,900円であって、一人一人の給与が違うので、その人に合わせて支給額も当然上がっていくというふうに考えていいということですね。

○清杉利明戸籍保険課長 当然、実際の減収額に応じてですね、お支払いするという形になります。

○平賀貴幸委員 はい、理解させていただきます

た。

それであれば、そんなに心配ないと理解させていただきました。

40日間を想定ということなのですが、40日を超えるような入院があった場合は、どうするのかという点と、それから新型コロナウイルスですから再感染というのですか、もう一度ということもありますよね。

その場合についても、支給の対象になると考えていいのか、分割して受けられるものなのかということなのですが、その辺のスキームを伺いたいと思います。

○清杉利明戸籍保険課長 仕事ができない期間としては、3日以上ですね。

4日目からの給料の減収分に対してお支払いするというので、そこは2回目、3回目については、支給しないというようなことは規定しておりませんので、実際に応じてですね、判定して該当すれば、お支払いするような形になるかと思えます。

ただ、一応適用の期間が本年の1月1日から9月30日の間までという形で、期限が設定されておりますので、一応現段階における終了時期については、別に定めるようになっておりますが、当初の通知等では9月30日ということになっておりますので、その形で規則等に定める予定としておりますが、全国的な感染の状況によっては、またその改正等がされれば、それに応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 その実施時期については、9月30日までということでしたけれども、延びるようであれば適宜対応されるということで、そこも理解させていただきました。

後は、今感染者いないのでこの予算が執行されないことが、一番望ましいと私は思っておりますが、仮に感染者が増えてしまったときには、当然予算が足りないというふうになれば増額するということは、そこは想定したくないけれども、想定しているというふうに思っているのでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 現時点では想定をしておりますが、当然支給すべきものであるとは考えておりますので、その時点におきまして、追加の補正等も考えていかなければいけないのかなというふうには、現時点では思っております。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○金兵智則委員 事業の概要については理解をさせ

ていただきますが、1点、この制度の周知方法とかというのは、何か考えていることはあるのですか。

○清杉利明戸籍保険課長 国保料の当初賦課におきまして、7月に今年度の保険料率等のお知らせと併せましてですね、傷病手当金、それから後ほどもございますが、保険料の減免制度についても、併せて御案内の周知の御案内をさせていただきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第2号令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算のうち、傷病手当金については、全会一致により原案可決すべきものとして、決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第2号令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策国民健康保険料返還金事業について説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料23ページ及び24ページを御覧ください。

令和2年度国民健康保険特別会計補正予算、新型コロナウイルス感染症対策国民健康保険料還付金外3事業につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国の財政支援を活用し、新型コロナ感染症の影響により、収入が減少した国民健康保険被保険者等に係る平成31年度の令和2年2月以降が納期限となっております保険料と、今年度の保険料を減免することとし、平成31年度に納付のございました保険料につきまして、保険料還付するため、次の経費を追加補正するものでございます。

また、今年度の保険料につきましては、国の財政支援を活用し減免いたしますので、その財源を合わせて補正するものでございます。

次に、追加補正となります事業内容でございますが、歳出予算の①の新型コロナウイルス感染症対策国民健康保険料還付金につきまして、平成31年度の納付済み保険料の過年度還付金としまして、1,151万1,000円を追加補正するものでございます。

財源内訳につきましては、全額国庫補助金でございます。

続きまして、現年度の保険料の減免に係る財源補正の内容でございますが、②の一般被保険者医療給付費分につきましては、6,591万7,000円を国民健康保険料から国庫補助金に財源補正をするものでございます。

次に、③の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、2,197万2,000円を国民健康保険料から国庫補助金に財源補正するものでございます。

次に、④の介護納付金分につきましては、952万2,000円を、国民健康保険料から国庫補助金に財源補正するものでございます。

財源補正の3事業の合計で、9,741万1,000円の財源補正となっております。

歳入予算につきましては、表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 はい、算出基礎を教えてくださいですけども、個人事業主とか、飲食店の方ですね、そういう方に対してのものになると思うのですが、何人、何世帯を見込んでいるのかお聞きします。

○清杉利明戸籍保険課長 国民健康保険の被保険者のうち、給与収入等がございます割合としましては、約10%程度いるということで、平成31年度末の国民健康保険の世帯数としましては、約5,000世帯ございます。

そのうちの約10%としまして、500世帯が該当するものとして補正額を試算しております。

○村椿敏章委員 すみません、私の認識違いですね。

給料をもらっている方が対象なのですね。

○清杉利明戸籍保険課長 この傷病手当金につきましては減免ですね。

すみません、減免等につきましては、収入が減少している部分でございますのは、個人事業主も該当します。

○村椿敏章委員 はい、該当するのですね。

○永本浩子委員長 手を挙げて発言をお願いします。

○村椿敏章委員 個人事業主も給与収入者も、どちらとも該当するということですか。

○清杉利明戸籍保険課長 収入等がある中で、その10%程度が減収に相当するのではないかと試算

のもと、500世帯ぐらいが減免の対象になるということ
ことで試算をしております。

○村椿敏章委員 もう一つ、収入が減少したとい
う、この収入の減少の割合は幾らですか。

○清杉利明戸籍保険課長 この減免の対象となる要
件としまして、そのうちのひとつとしましては、30%
以上の減収というのが一つでございます。

また、もう一つにつきましては、主たる生計維持
者の前年の合計所得が1,000万円以下、それから、
減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者
の事業収入等に係る所得以外ですね、それ以外の前
年の所得の合計金額が400万円以下という、三つの
要件がございまして、その全てに要件が該当する場
合に対象となってきます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに質疑ござい
ませんか。

○平賀貴幸委員 何点が伺います。

還付と減免、それぞれ31年度の分と現年度分とあ
るのですけれども、それぞれどんなスキームで行わ
れていくものなのか、スキームとか広報の方法につ
いて明らかにしていただきたいと思えます。

○清杉利明戸籍保険課長 先ほどの傷病金と同様に
ですね、減免の制度につきましては7月に送付しま
す。

当初賦課におきましての納付書等の送付に合わせ
まして、この減免制度についての案内文書も同封し
まして、周知を図ってまいりたいというふうに思っ
ております。

○平賀貴幸委員 そうすると、その案内文書を見て
対象になるのか、ならないのかはさておき、申請を
して、それで市のほうがチェックをして対象になれば、
還付並びに減免、もしくはどちらか一つという
形で、受けられるという流れで進められる事業にな
るといって理解してよろしいですか。

○清杉利明戸籍保険課長 この減免につきましては
は、申請の期間を今年度末、来年ですね、令和3年
の3月31日までに申請をいただければ、今年の令和
2年2月以降に納期限が定まっている保険料につ
きまして、遡って対象となれば、還付及び減免等の対
応をしてみたいというふうに考えています。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

10時50分休憩

10時50分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

平賀委員に対する答弁から。

○清杉利明戸籍保険課長 申請の期間は、今年度末
の令和3年3月31日までに申請をいただき、対象と
なったものにつきましては、令和2年2月以降に納
期限が設定されている保険料につきまして、過年度
還付または、現年度の減免という形の対応となりま
す。

○平賀貴幸委員 先ほど還付のほうでは約10%が対
象で、500世帯という考え方だということだったので
すけれども、これは現年度分の減免のほうも同じ
ような対象世帯の約10%と捉えて予算化している
という認識でよかったですか。

○清杉利明戸籍保険課長 過年度の部分につ
きましては、2月で設定しているのが第8期の1期分、
及び随時の賦課の分が多少ございますが、それに対
する対象の見込みの人数としましては500世帯で、
現年度分につきましても8期分に分けております
ので、それ相当の世帯数500世帯についての、8期分
相当ということで試算し財源補正をしております。

○平賀貴幸委員 はい、理解させていただきます。

現年度分の予算は三つに分かれていますけれど
も、全て合計すると多分国庫補助金を大体平成31年
分の還付の部分と同じぐらいの金額になると思うの
ですけれども、これは還付や減免の率というのです
か、一体何%のお金が還付されたり、減免されたり
することに予算上はなるのでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 前年の合計所得金額に応
じまして、減免の割合というのが定まっております
で、前年の合計所得が300万円以下の場合は免除、
それから、750万円以上1,000万円以下では10分の2
となっております、それぞれ合計所得金額の段階
に応じまして、減額する割合が定まっております。

○平賀貴幸委員 個人はわかったのですけれども、
網走市の予算上、この国保会計の予算上の還付率と
か減免率はどのくらいなのか。

○清杉利明戸籍保険課長 医療分でございますと、保
険料としましては約5億9,000万円となっております
で、補正後が約5億2,400万円となっております
ので、約5,000万円程度の減収ということで、そこ
からいきますと、約10%程度が減免の対象という
ふうに試算をしているということになります。

○平賀貴幸委員 一つの目安としていただきました。

それぞれ、約10%ずつ還付や減免がされるとい
うのが、大体その世帯数と同じ金額的にも目安だとい

うふうに考えてよいということまで理解してよかったですか。

○永本浩子委員長 答弁をお願いします。

○清杉利明戸籍保険課長 全体から見ると約それぐらいですけども、個々に応じて減免割合は違いますので、平均的には、全員が対象となった場合であれば、約10%程度かというような形になるかと思えます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第2号令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策国民健康保険料返還還付金外3事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第4号令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、後期高齢者医療保険料還付金について説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料25ページを御覧ください。

令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算、新型コロナウイルス感染症対策後期高齢者医療保険料還付金につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した後期高齢者医療被保険者にかかります平成31年度の保険料を減免することとし、平成31年度に納付のございました保険料につきましては、保険料を還付するため、次の経費を追加補正するものでございます。

後期高齢者医療につきましては、国民健康保険とは異なり、保険者が北海道後期高齢者医療広域連合となっております。保険料の減免決定や国庫補助金の申請受入れにつきましては、広域連合が行うこととなります。

当市におきましては、減免申請の受付、減免後の保険料の通知や、還付が発生した場合の保険料還付事務を行うこととなります。

したがって、平成31年度の保険料減免分の還付についての追加補正は当市で行いますが、本年度分保険料の減免に関わる、財源補正は当市におきま

しては出てこない形になります。

補正額についてでございますが、歳出予算につきましては、平成31年度の納付済み保険料の過年度還付金としまして、301万円を追加補正するものでございます。

財源内訳につきましては、全額償還金及び還付加算金でございます。

過年度還付金につきましては、一旦市が立て替えているものでございますので、広域連合からその全額につきまして、後日支払いを受けることとなります。

歳入予算につきましては、表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 先ほどの質問と変わらないというか、算出根拠をお願いします。

○清杉利明戸籍保険課長 国民健康保険料のほうでは、被保険者の世帯数の10%程度と見ておりましたが、後期高齢のほうでは約5%程度、その半分程度という形で試算をしております。該当する世帯、減免の対象世帯と見込んでいるのが約280人というふうな形で推計をし、補正予算の額を試算しております。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

この収入が減少した割合は、また3割なんですか。

○清杉利明戸籍保険課長 国民健康保険と後期高齢者医療の保険料につきまして、今回のコロナウイルスに関する減免制度につきましては、要件また減免率等につきましては、同様の内容となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、なきようです。お諮りいたします。

議案第4号令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、高齢者医療保険料還付金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第5号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課参事 議案第5号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案資料26ページの資料2号、網走市手数料条例の一部改正概要を御覧ください。

1の趣旨ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関する法律の一部が改正され、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことに伴いまして、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、当該条例の所要の改正を行うものです。

2の内容ですが通知カードの廃止に伴い、条例第二条別表14に定める個人番号通知カードの再交付の1枚につき500円を削除するものです。

この条例の施行期日については公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用するものです。

なお、改正条例の新旧対照表は資料に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 すみません。

通知カードをなくした場合は、どのような形で番号がわかるようになるのですか。

○渡邊眞知子戸籍保険課参事 今後ですね、廃止された場合、個人番号通知書というものが番号をお知らせするものになります。

通知書はあくまでも本人へのお知らせで、番号を証明する書類としては使えないものとなっておりますが、一応お知らせという形で、御本人宛てに通知書が届くようになります。

○村椿敏章委員 もう一度すみません。

理解できなかつたものですから。

○渡邊眞知子戸籍保険課参事 今後、通知カードが廃止されたことによって、個人番号通知書という書類が届くようになります。

なくした場合も、今後再交付ができないので、番号を知る方法としては、通知書というものになるのですけれども、なくした場合はですね、通知書の交付がもうなくなりますので、住民票に番号を載せたものを自分で申請いただいて、それで確認をいただくということになります。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第5号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第6号網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料27ページの資料3号を御覧ください。

議案第6号網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等におきまして、後期高齢者医療被保険者のうち新型コロナウイルス感染症への感染や、感染が疑われる被用者に対しまして、傷病手当金の支給をするための改正が行われたことによりまして、当市におきましても傷病手当金の受付ができるよう、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、傷病手当金の支給に関わる申請書の提出の受付につきまして、新たに規定するものでございます。

新旧対照表につきましては、下段に記載のとおりでございます。

また、施行期日につきましては公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第6号網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第7号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは、議案資料28ページの資料4号を御覧願います。

網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定の概要につきまして御説明をいたします。

1の趣旨であります、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合等による、第1号被保険者の介護保険料の減免に対応するため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

2の内容であります、第1号被保険者が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合等において、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、納期限が設定されている介護保険料の減免申請期限にかかわらず、減免することができることについて、新たに規定するものでございます。

このことにつきましては、国による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除を行うとされたことを踏まえたものでございます。

減免に要する、費用に対する国の財政支援につきましては、全額特別調整交付金が充てられる予定でございます。

3の施行期日ではありますが、施行期日は公布の日から施行し、改正後の附則第8条の規定は、令和2年2月1日から適用するものであります。

条文の改正部分につきましては、下記の新旧対照表で御確認を願います。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第7号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第8号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料29

ページの資料5号を御覧ください。

議案第8号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、大きく3点ございまして、1点目は、(1)の保険料賦課に係る改正としまして、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ、及び低所得にかかる保険料の軽減判定所得の見直しを内容とします、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと。

また、地方税法等の一部を改正する法律の公布によりまして、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことから、当市におきましても同様の措置を講ずるための所要の改正を行うものでございます。

2点目につきましては、(2)の傷病手当金の支給に係る改正としまして、国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症への感染や、感染が疑われる被用者に対しまして、一定期間に限り傷病手当金を支給するための所要の改正を行うものでございます。

3点目につきましては、(3)国民健康保険料の減免に係る改正としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合等による、被保険者等の国民健康保険料の減免に対応するための所要な改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は、基礎賦課限度額61万円を63万円に引き上げる改定、2点目は、介護納付金賦課限度額16万円を17万円に引き上げる改定、3点目は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について5割軽減の基準については、被保険者数に乗じる金額、28万円を28万5,000円に引き上げ、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額51万円を52万円に引き上げるものでございます。

4点目は、長期譲渡所得に係る課税の特例創設に伴いまして、関係法令の条項を追加するものでございます。

5点目につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る、傷病手当金の支給につきまして、附則において特例を規定するものでございます。

6点目は、被保険者等が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合等におきまして、令和2年2月から令和3年3月までの間に、納期限が設定されている国民健康保険料につきまし

て、減免申請期限にかかわらず減免することができるよう附則におきまして特例を規定するものでございます。

新旧対照表につきましては、31ページ以降に記載してございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとしております。

なお、適用日及び経過措置につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の賦課限度額が上がる世帯ですね、そこが何世帯あるのか、それによってどれほど収入が上がるのかをお聞きします。

○清杉利明戸籍保険課長 令和2年度の保険料におきまして、賦課限度額を超過する世帯数でございますが、医療分につきましては310世帯、また、後期高齢支援分につきましては369世帯、介護分につきましては、194世帯というふうに見込んでおります。

また、賦課限度額が引き上がるのは、医療分で2万円、介護分で1万円の引き上げとなっておりますが、それに伴う保険料額としましては、約800万円ほど保険料額の収入が増える形となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

それともう一つですね、今回の軽減するほうですね、軽減の28万円を28万5,000円に引き上げる分ですが、それは対象者が増えるということになると思うのですが、何世帯増えるような形になるのでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 今回の所得判定基準の人数に乗ずる金額でございますが、5割軽減のほうでいきますと、それによりまして増える世帯数としては20世帯、人数としましては33人分、それから、2割軽減のほうでは4世帯、人数としましては8人分が、新たに軽減の対象になるというふうに見込んでおります。

○村椿敏章委員 わかりました。

もう一つですね、4番の低未利用土地等というところなのですが、これはどのような土地なのでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 地方税法のほうにおきまして、居住ですとか、業務のようにその用途に使わ

れていない、または低い利用度というような場合におきまして、税法上の特例が規定されたものという形で、それに対応するための譲渡所得ですね、それに関わる譲渡所得におきまして特例が規定されたということで、その部分を追加しているものでございます。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なきようですので、それではお諮りいたします。

議案第8号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決定されました。

ここで理事者入れかえのため、5分間休憩したいと思います。

午前11時15分休憩

午前11時22分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

次に、教育委員会関係に入ります。

初めに、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、スクールバス整備事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料18ページを御覧願います。

令和2年度一般会計補正予算のうち、教育委員会費スクールバス整備事業について御説明申し上げます。

当初予算で、嘉多山・越歳線スクールバスの購入に際し、国庫補助金の交付が受けられない見込みとなったため、財源の補正をしようとするものでございます。

国庫補助金につきましては、予算年度の前年の5月頃に予算要望を行うものでして、翌年度に予算化される流れでございます。

当該補助金につきましては、昨年11月に嘉多山・越歳線のバスが故障に係るもので、昨年春の予算要望には上げておりませんでした。道教委に相談しながら国庫補助金として予算化しておりましたが、本年5月補助金交付申請時に確認したところ、国庫補助金の交付が受けられない見込みとなったことから、財源の補正をしようとするものでございます。

補正額につきましては、財源内訳の国庫補助金が368万円の減、市債が辺地債を活用することとし360

万円の増、一般財源が8万円の増となります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 国庫補助金の交付が受けられない見込みというところで、前年の5月に予算要望しておいて、その翌年に予算立てをするというのだけでも、今回は嘉多山線のバスが11月ぐらいにちょっと故障してしまったので、急だったけれども道教委に相談したら、それでやってみなという話だったのでこういう形になったけれども、やっぱりだめだったよという説明だったのですかね。

○小松広典学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

○平賀貴幸委員 状況は理解させていただきましたが、確認ですけれども、この年度予算は37ページにある総務のほうで審議されましたけれども、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の部分のスクールバスとリンクするというか、この予算がこれに当たるという理解でよかったですか。

○小松広典学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

○平賀貴幸委員 わかりました。

それでこの財源補正後、スクールバスというのはもう既に導入されているのですけれども、いつ頃どういうふうになるものなのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 バスの準備、発注の状況でございますけれども、今、現在仕様の検討をしている最中でございます。

マイクロバスの導入になりますけれども、納期については6カ月以内ということで聞いております。

○平賀貴幸委員 台数は1台で6カ月以内なので、そうすると秋以降、冬になるということですか。いつ頃のめどなのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 6カ月ということですので、今からですと12月ということになります。受注、発注によって6カ月程度、発注から6カ月程度ということになっておまして、今からですと12月ぐらいまでということ。

○平賀貴幸委員 当初予算で通っていて、財源補正だけだと思えるのですけれども、そうすると通常の当初予算で発注ですから、4月発注で10月ぐらい納期ではないのというふうにはならないですか。

ちょっとよくわからないのですけれども、その辺

の詳細を明らかにしていただきたいと思います。

○小松広典学校教育課長 補助金の交付決定を受けてから発注という形になりますので、今回の補助金を受けられないこととなりましたが、これから準備を進めるという状況になります。

○平賀貴幸委員 仕切り直して発注かけるので、12月ぐらいになるという理解でありました。

できるだけ早い時期に納入されて、早期に運用されることが望ましいと思うので、いろいろな形で取組をお願いしたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではなきようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、スクールバス整備事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、小学校GIGAスクール機器整備事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の19ページを御覧願います。

令和2年度一般会計補正予算のうち、小学校学校管理費小学校GIGAスクール機器整備事業について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、国の補正予算及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、GIGAスクール構想における1人1台端末を整備するため、小学校分として1億958万5,000円を追加補正するものでございます。

事業の内容は、児童及び教職員用の端末整備に係る費用として、児童用端末の購入及び設定費と教職員用端末の再設定費となります。

児童用端末は1,655台、そのうち3分の2の1,103台が1台当たりおよそ4万5,000円の補助を受けることができ、残りの3分の1の552台は、各自自治体が整備することになっているものでございます。

また、予備機として5%分の83台を購入し、教職員用の端末として昨年小学校に整備しました端末260台を小中ともに再設定し、利用しようとするものでございます。

補正額につきましては、小学校分として1億958万5,000円の増、財源の内訳は、補助金が4,970万1,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が4,203万4,000円、基金繰入金が1,785万円でございます。

以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回のコロナウイルスの関係で、学校が登校できなくなって、オンライン授業とかができるようになればいいなっていうのがあったと思うのですが、本年度Wi-Fiを整備するということだったと思うのですが、それはいつ頃まで整備される予定なのでしょう。

○小松広典学校教育課長 在宅にかかる部分だと思うのですが、まず3月の補正予算の大容量ネットワークの工事につきましては、今工事をいたしましたので、これから発注業務といいますか、契約に向けて準備を進めている最中でございます。

工事につきましては、今、端末も含めまして全国的な需要がございますので、資材ですとか、その辺の見通しが非常に今、不透明な状況になっておまして、いつまでということではちょっと今のところ、まだわからないような状況ではございますけれども、1日も早く整備できるような形で情報収集に努めながら、国にですとか、あとは流通の関係ですとか、情報を収集しながらできるだけ早くという形で進めたいというふうには思っております。

○村椿敏章委員 時期的なものは、まだ不透明だったという部分ですね。

ということで理解させてもらいました。

あと、この入ったときにですね、入るものは、今回パソコン端末って書いてあるのですが、タブレットが入ってくるのかなと思ったのですが、これはパソコン端末なのですか。

○小松広典学校教育課長 いろんな商品というのがございますけれども、文科省の仕様によりますと、キーボードが附属するものということになっておりますので、いろんな形で準備ができるかと思っておりますけれども、タッチができる液晶画面とキーボードがセットになったような形態になるかと思っております。

○村椿敏章委員 わかりました。

あとですね、この使い方をねやっぱり慣れてもらわなければならないという部分では、先生がまずは教えるのでしょうかけれども、先生だけでは足りない

ような気がするのですが、支援員とかその辺は増やしたりはしないのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 実際の運用につきましては、現場である学校のお話をよく聞きながら、進めてまいりたいと思いますけれども、事業の中でサポーターの国庫補助金の関係で、サポーターの導入という事業もございますので、その辺も活用しながら、進めていこうというふうには考えております。

○村椿敏章委員 サポーターというのは、親の方とかそういう人たちということですか。

どこかお金が支払われるわけではなくて、ボランティアとか、そういうものなのですか。

○小松広典学校教育課長 サポーターの事業の内容としましては、人件費ですとか委託にかかる費用というような形で組まれておりますので、その辺の知識のある方ですとか、巡回できる方を直接雇用するという方法もありますし、どこかに委託するという形もあるかと思っておりますけれども、人材をこちらのほうで用意しまして、派遣してサポートしていくというような事業になってございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○金兵智則委員 GIGAスクール構想の前倒しという形になるのかなというふうには思いますが、今の話でいくと納入時期についてはいつ頃になるかわからないけれども、これはやはり年度内には入るということでよかったですかね。

○小松広典学校教育課長 事業そのものが年度の区分になっておりますので、少なくとも年度という形では考えておりますけれども、できるのであれば1日でも早くというふうに進めていこうというふうに進めております。

○金兵智則委員 1日でも早く入って、それを運用していくという形が好ましいのかなというふうに思いますが、運用に関していけば今、現場の意見を聞いてという答弁があったのかと思います。

1人1台ですから全員が持つという形になるんですね。

パソコンの授業は今までもクラス単位ですとか、学年単位でもやっているはずなので、この全員が持つということに多分何らかの利点があるのだと思います。全員が持つことに対しての運用について、現場に聞くという答弁でしたけれども、教育委員会としてどういうことに今後使っていくということなのでしょうか。

○小路谷勝巳学校教育部長 このGIGAスクールにおきましては、これまで学校が持ち得ている教育実践の蓄積と、それからこのGIGAスクールのICTを掛け合わせることで、学習活動の一層の充実と、また新しい学習指導要領で求められている主体的、対話的で深い学びを目指していくということになります。

具体的な例を申し上げますと、文部科学省では事業改善のイメージとして、三つのステップで示しております。

例えば、検索サイトを活用した調べ学習等をすぐにもできるような学習活動をステップ1、観察実験を行う際、動画等を使って深く分析考察するといった学びを深めていく学習活動をステップ2、様々なツールを用いて、各教科をつないでいく学習活動をステップ3としております。

網走市の小中学校では、具体的にどのような活用ができるかは、今後文部科学省や道教委の発出する資料等を用いて、現場の教職員とも研究をしていきたいと考えております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

ただ一方でですね、今回これが1人1台というのは、たしか2年後ぐらいを目指してやっていたと思うのですが、それが前倒しになったのは、今回新型コロナウイルス感染症に関わって、学校が長いこと休みになりましたと。

家でも勉強ができるような体制を整えるということも必要ではないのかということで、これが前倒しになったのだと思うのですね。

これが教育委員会でやったのか、どうなのかちょっと僕も定かではないのですが、インターネット環境の調査とかアンケートみたいなのを、各学校からやられていたのだと思います。

家にWi-Fi環境ありますか、家に端末ありますかというようなアンケートをやられていたと思います。

それも重なって、夏休みも短くなるということが決まったようですが、それでも授業日数的には厳しいのかなというふうには思います。

そんな中で、まだコロナがまたはやってきたときに、また、学校を休業しなきゃいけないというふうになったときには、こういうことも考えていかなきゃいけないというふうに思いますけれども、その辺の考えについてお伺いしたいと思います。

○小路谷勝巳学校教育部長 授業時数につままし

ては、今学校が再開してから、標準時数を確保する授業において標準時数を確保するよにという指示を各校には伝えているところです。

また、今後の臨時休校等において、このICTを活用していくことについても、1人1台端末の整備、こういったハード面との整備と並行して、現場と研究を進めてまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 はい。

せっかく体制が整いつつあると、機器が順調に入ればですけれども、その中でのきちんとした活用ができていくということが望ましいのかなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 私からも伺わせていただきます。

まず最初に、今回整備する端末ですけれども、この端末そのものに通信機能は付属しているものになりますか、それともWi-Fiに接続しないとインターネット接続できないタイプ、どちらでしょう。

○小松広典学校教育課長 端末の文科省の仕様によりますと、無線のLANですね。

ネットワークの通信規格については、無線LANという規格になっておりまして、ほかのLTEとか、通信事業者の通信手段については内臓することもできますし、外すこともできるような仕様となっております。

当市においては今回の端末については、携帯通信、携帯事業者による通信の部分については、見込んでおりません。

○平賀貴幸委員 そうするとランニングコストというのは、補修管理のものしかかからないので、この中にパッケージに含まれるというふうに理解してよかったですでしょうか。

○永本浩子委員長 挙手をお願いいたします。すみません、挙手をして発言をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○永本浩子委員長 平賀委員の質問に対する答弁から。

○小松広典学校教育課長 今回の補正予算の見積りにつきましては、基本的には購入と、それから導入に係る設定費用ですとか、当初の設計ですね、全体にかかる当初の基本設計の部分という部分も含めまして、単価に含めていただくような形で考えており

まして、その辺の機械そのものの保守については、また別途考えていく必要があるというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 そうすると保守関係については、別に予算化を、後で中学校も出てきますけれども、後日議会に提案されるという理解になるのですか。

通常、余りないパターンだなと思うのですけれども、その辺はそういう流れになるのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 故障につきましても、製品については1年間保証つきというふうに考えておりますので、基本的にはそのような費用は、まず必要ないのかなと思っております。

○平賀貴幸委員 ちょっと心配なのですけれども、全体的な不具合があったときに、補償の範囲内で全部賄えるというふうに理解してよかったですか。

その補償の範囲を外れるような不具合があった場合については、特に契約がないのですけれども、その都度費用負担していくというふうになるということ考えていいのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 製品保証が効かない部分というのが、あるのか、ないのかというのはちょっとどのようなケースかというのは、今思いつかないのですけれども、保守が必要、保証が効かない修理が必要であれば、その都度修理という形で対応が必要かとは思いますが、納品されてすぐになかなかそこら辺は起きにくいのかなというふうには考えております。

○平賀貴幸委員 そこは状況を見ていきたいと思いますが、ところで先ほどの質疑の中でWi-Fiの調査を行ったということなのですが、確認ですが、これは持ち帰って使うことも想定されたキーボード付きのタブレット端末、キーボードと、タブレット部分が取り外しをするようなパソコンかもしれませぬけれども、持ち帰ることも想定されたものだというふうに理解してよかったですか。

○小松広典学校教育課長 文科省から示された仕様につきましても、基本的に当時、仕様書が示されたときには、まだコロナの関係というのは出ていませぬので、あくまでも学校の中で利用するという形態で仕様決定されたものというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 わかるのですけれども、前倒しでこうやって整備するのは新型コロナウイルスの関係が、主な要因だと思うのですね。

それで、実際に発生した場合については、持ち帰

って使うということが想定されていないと、何のために前倒しをするのでしょうかという話になっちゃうのですけれども、その辺はどういう整合性になるのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 当初の端末の仕様というのは、コロナで前倒しになりました予算ではございますけれども、当初とは変わってはいない内容になっております。

ただし、機械の選定についてはですね、実際耐久性、堅牢性については十分検討していかなければならない内容だというふうには考えております。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

平賀議員の質問に対する答弁から。

○小路谷勝巳学校教育課長 当初予定では、GIGAスクール構想は令和5年度までに、1人1台端末を整備するというものであったのですが、この新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業などの緊急事態においても、子供たちの学びを保障できるよう、オンライン等も活用した家庭学習等を進めていけるようにということになっておりますので、家に持ち帰ることも想定された仕様となっていると考えております。

○平賀貴幸委員 そこで伺いたいのですが、先ほど来の質問だと、このパソコン端末自体には通信機能がないものだという事になりました。

そうすると持ち帰ると、Wi-Fiがなければ、情報通信のできないパソコンだという形にしかないので、想定しているような使い方ができないのですけれども、調査の結果がもし出ているのだしたら、どのぐらいの家庭でWi-Fiがあるという形、もしくはないという形が出てきているものなのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 今回の調査につきましては、インターネットの利用が可能であるのか、可能でないのかという部分と、それから通信の手段といいますか、光回線ですとか、通信の種別について調査をさせていただきました。

比率になりますけれども、家でインターネットを見ることができないと回答のあった児童、生徒の数ですけれども、3.6%程度おまして、そのような形で今後まずはその通信環境という部分も考えていかなければならないというふうに考えておりま

す。

○平賀貴幸委員 いろいろな理由があるのだと思うのですよね。家計の事情で、そういった通信機器が持てない、特にいろんな調査を見ているとわかりますけれども、通信費の負担は結構家計を圧迫しているの、なかなか難しいだろうなというところがあるのがあるのと、もう一つは恐らく地域の環境自体に光回線がなくて、それが3.6%の中にも両方が含まれているのだと思いますけれども、そこに対する対処方法としては、考えるとですね、地域のコミュニティセンターに光回線が来ていけば、そこで使えるようにするのか、あるいはエコーセンターまで来てもらって、そこで使えるような場所をつくるのかとか、そんなバックアップ機能をやるのか、もしくは3.6%の家庭の全てではないかもしれませんが、通信端末に何らかのWi-Fi機能を果たせる、ないし別のものを、ルーターなどを持たせるとか、そういったことなのかなと思うのですけれども、どんな対処を考えていらっしゃるのでしょうか。

今すぐじゃないのでしょうかけれども、必要になる可能性が十分にあり得る話だと思うので年度内に、どんな考えなのでしょう。

○小松広典学校教育課長 先ほども課題についてのお話はさせていただきしたけれども、やはり各家庭の通信環境という部分が整備されなければならない課題というのが、実際にあると思っております。

今回の予算については、その辺の通信機器にかかる部分については、見込んでいないわけなのですが、今後は国の動向ですとか、ほかの自治体の状況を注視しながら検討を進めようとしているところでございます。

○平賀貴幸委員 繰り返しますが、年度内に北海道では第3波になるのですよね、第3波が起きない保証はないのだと思います。というか、まず起きるのだらうという想定で物を考えるというのが今のウィズコロナの社会なのですよね。

そうすると、その状態で他の自治体とか国の動向まで見ている場合じゃないですよね。主体性を持って教育委員会も、網走市も考えなければいけない話なのですけれども、どうなのでしょう。

○林幸一学校教育部長 今委員御指摘の件なのですが、当然やっぱり家庭環境で、今の現段階では全世帯が共通の取組ができる状態にはございませんけれども、やっぱり当然、今学校での環境の整備と、1人1台の端末を整備していくということも

ございますので、やっぱりこれは先ほど来のお話で、家庭でもやっぱり活用できる状態を確保しなければならないとは考えておりますので、ここは並行してどういった方法がとれるかですね、検討して並行した形で進めていければというふうに考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 はい、ぜひそこはできるだけ早い時期に何らかの結論を出すことが必要なのだろうと思いますし、実際の環境を整えることが最も大切なのだと思います。

ところで、GIGAスクール構想を進めていくということは、国や道、道はちょっとちゃんと準備しているのかどうかは、私にはよくわかりませんが、国のほうで用意をしている様々なコンテンツとの接続ですね、専門機関との接続を含めていろいろな形で行われることがそもそも想定されて、バックボーンにあるのですけれども、その辺については網走市としても積極的に活用できるような状態に現時点であるのか、それともいつまでに整えるという目算でいるのかどういう感じなのでしょう。

○小路谷勝巳学校教育部長 文部科学省等から示されている各コンテンツにつきましては、ホームページにリンクできるようにするなどして、各学校のほうに示しているところです。

各学校のほうでホームページにアクセスをして、そのコンテンツにリンクするですとか、家庭にそれを知らせて家庭のほうで、そのコンテンツを見ることができるといことも行っているところです。

○平賀貴幸委員 その辺はわかるのですけれども、私が申し上げているのは、このコロナでできたコンテンツの話をしていてはなくて、そもそもこのGIGAスクール構想の前提となる独立行政法人だとか、そちらのほうのサイトとのきちんとしたリンクを整備していかなければならないことにそもそもなっているのですけれども、そちらのほうの準備が過去の質疑でもやられていなかったのはわかっているのですけれども、そこのリンクだとか整合性を整えることは、これからやるのか、それとも急いで進めて並行して今のWi-Fiの答弁と同じように、これから進めていくのかどういう状況なのかということなのだと思います。

○小路谷勝巳学校教育部長 そのあたりのことに関しましては、この後のハード面の整備等含めて研究をしてまいりたいと思います。

○平賀貴幸委員 教育効果を高めるという意味で、

そこは絶対欠かせませんから、併せてですね、並行してやってきていただいて、それこそ先進地として過去に取り組んできた自治体の例等もですね、参考にしながらいい形での教育がせつかくの活用ですから、できる形も並行してぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、小学校GIGAスクール機器整備事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、中学校GIGAスクール機器整備事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の20ページを御覧願います。

令和2年度網走市一般会計補正予算のうち、中学校学校管理費中学校GIGAスクール機器整備事業について御説明申し上げます。

こちら先ほどの小学校と同様に、生徒用端末が855台、そのうち3分の2の570台が、1台当たりおよそ4万5,000円の補助を受けることができ、残りの3分の1の285台は、各自治体が整備することとなっているものでございます。

また予備機としまして、5%分の43台を購入し教職員用の端末として、昨年小学校に整備しました端末89台を再設定し、不足分16台を購入しようとするものでございます。

補正額につきましては、中学校分として5,765万9,000円の増、財源の内訳は、補助金が2,567万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2,275万円、基金繰入金が923万9,000円としようとするものでございます。

説明については以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 これ小学校の分と同じなので、中身は一緒なのだと思います。

一点だけ、さっきネットが見られない環境3.6%

というのがあったのですけれども、小中学校含めての数字でよかったのですかね。

○小松広典学校教育課長 アンケート回答があった小中学生のそれぞれですね、世帯ということではなくて、人数で割ったパーセンテージとなります。

○金兵智則委員 わかりました。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、中学校GIGAスクール機器整備事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、陸上競技場整備事業について説明を求めます。

○阿部昌和スポーツ課長 議案資料の21ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算、スポーツ施設整備費陸上競技場整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、当初予算に計上いたしました、陸上競技場トラック等舗装整備に係る工事請負費につきまして、東京2020オリンピックパラリンピック競技大会のホストタウンを対象とする地域活性化事業債を活用することとしましたことから、その財源を補正するものでございます。

補正の内訳でございますが、歳入では社会教育事業債としまして2,790万円の追加補正を行い、これに伴いふるさと基金繰入金を記載のとおり減額しようとするものです。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 事業内容はわかっておるのですけれども、この地域活性化事業債を活用することとしたのはなぜなのでしょう。

○阿部昌和スポーツ課長 今年度ですね、オリンピック、パラリンピック競技大会が延期されたことに伴いまして、地域活性化事業債を活用できると判断したことでございます。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後12時01分休憩

午後12時01分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

金兵委員の質問に対する答弁から。

○阿部昌和スポーツ課長 地域活性化事業債がですね、元利償還金の30%に相当する額が交付税で算入されるということで、有利な財源がありましたので、そちらを活用することとしたものでございます。

○金兵智則委員 オリンピック、パラリンピックは関係なくて、有利なのがあったので、そっちに振り替えましたということによかったんですね。

○阿部昌和スポーツ課長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、陸上競技場整備事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

お昼を挟みますけれども、この後の審議は午後1時から再開したいと思います。

お疲れさまでございました。

休憩いたします。

午後12時02分休憩

午後1時00分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、請願1件、陳情2件について審査を行います。

全ての案件の審査が終了した後に、採択すべきものと決定した案件につきましては、意見書の文案について御意見いただくこととなります。

初めに、請願第16号についての字句の訂正をお願いいたします。

請願第16号の表題中2行目冒頭の負担金ですが、正しくは負担率でございます。

お詫びの上訂正いたします。

それでは、請願第16号「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見

書提出についての請願について審査いたします。

この請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○金兵智則委員 こちらの請願は、内容が若干変わっているかもしれないですが、毎年ほぼ同様の内容が出されているというふうに思います。

こちらに書いてありますとおり、子供たちが家庭環境や場所に関わりなく、きちんとした教育が受けられるための予算の確保、そしてその子供たちと先生方がしっかりと向き合えるような、時間をつくるための体制の整備などが盛り込まれた請願でございますので、今年もこれを採択して意見書を提出していただきたいというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○古田純也委員 私も昨年同様ですね、まず1の項目の、2分の1の復元の要請という部分では、国の財政も厳しいというところで、まだまだここに関してはちょっと考えたいという部分、それから記の5番ですね。

この5番に関しましても、外交や安全保障もつながるとい部分もありますので、安易に判断すべきではないという性質のものもありますので、1と5を削除の上、部分採択ということで。

○永本浩子委員長 1と5を削除の上ならば採択ということで。

ほかに。

○工藤英治委員 少子化問題等を考えるときに、やはり子育ての問題、これらを含めて少子化の改善には大事な観点の一つでないかなと思っております。

子供の貧困率、それから教育の平等性といいますか、受ける権利が阻害されている。

こういうところ、やはりもっともっと改善していかなければならない、そう思っています。

しかしこの中で、30人以下学級とこれらも考えなければならぬ一つではないかと思っておりますが、さらにその下のこの欄に教頭、養護教諭、事務職員の全校配置の実現等々でございます。

ここで問題になるのは、私は学校の小規模学校、これらをどのようにしていかなければならないのかというものが、大事な観点の一つでないかと思っております。

ですから、意見書等の中に記、ここの中にある全部を認めるというわけにいかないなど。

もう一つは、朝鮮学校、何かありましたね。

○永本浩子委員長 5番ですか。

○工藤英治委員 5番目。

これらもちょっともう少し考えなければならないものでないかと思えます。

この二つのことを詰めていかないと、請願、陳情、採択、という段階では私はないと。

いかにして、これらを含めた形で文言整理しながら出せるのかと思っております。

○永本浩子委員長 工藤委員、確認ですけれども、今言われたのは、記の2と5に関しては訂正という文言整理をするというような、それならば採択ということでしょうか。

○工藤英治委員 そのほかは、当然改善しながらやっていかなければならない…

○永本浩子委員長 もう一度手を挙げて、マイクを通して発言をお願いいたします。

○工藤英治委員 この記に関する問題に対して、全面的に賛成というわけにいかないの、もう少し継続か審議を重ねてほしいなと思えます。

○永本浩子委員長 継続ということで、承りました。

ほかに。

○村椿敏章委員 今回のコロナ観点で、距離をとって授業というのも当然必要ですし、このときに言っているのは、距離を取ってというよりは、子供たちに十分な教育ができるというところを求めてやっていると思うのですけれども、あと学校の先生の負担を減らすというところもあると思えます。

後ですね、高校授業料の無償の件ですが、やはり朝鮮学校に通っている方たちも、日本と一緒に住んでいる方ですから、この方たちの無償化も当然必要だと思います。

ですから、私は請願に対しては採択すべきということで。

○永本浩子委員長 そのほかの皆さんは。

会派の意見ということで。

○平賀貴幸委員 採択をすべきという立場ですけれども、ちょっとわからないところが、発言の中であつたので確認をしたいと思います。

まず、削除の部分採択という会派があつたのですけれども、まず1ですけれども、義務教育費の負担率2分の1の部分が気になるのかなと思つたのですけれども、これ全文を例えば削除すると、義務教育費国庫負担制度の堅持とかも全部消してしまうこと

になって、おかしくなるのですよね。

その辺は全部削除ではなくて、部分的な削除なのかなと思うのですけれども、その辺の意図をもうちょっと確認をしたいということと、それから5番目なのですけれども、朝鮮学校のことを皆さん触れていたのですけれども、部分採択なり、継続なりの話であつたのですけれども、高校授業料の無償制度の所得撤廃のほうは、もし賛同いただけるのであれば、そこは残して後段を切るとか、そういう形でも整理ができるのかなと思つたりしたのですけれども、その辺はどんな考え方かなということが、ちょっとわからなかつたので確認をしたいというふうに思えます。

○近藤憲治委員 また、改めて話をさせていただきますけれども、まず各委員の見解を聞いた上で整理をするのか、はたまた継続にするのかという仕切りを委員長でしていただければと思います。

まず冒頭なのですけれども、出だして訂正の話がありましたけれども、このタイトルの訂正というのは、請願者の提出時での誤りだったのか、それともその議会事務局で紙に落とし込むときの誤りだったのか、どちらでしょうか。

委員長または事務局長にお伺いします。

○永本浩子委員長 事務局の打ち込みのときの誤りです。

○近藤憲治委員 はい、わかりました。

了解です。

それで、このまた中身の審査について、私の見解をお話させていただきますが、基本的な考え方は古田委員と同じなのですけれども、この義務教育費の国庫負担というのはそもそも、その教育は国家が100年の大計ということですね、政府としても非常に重視しているという前提があると思つてはいます。

直近で言いますと、国会の議論の中でまず文部科学大臣が、この義務教育費国庫負担制度というのは、全国どの地域においても財政状況にかかわらず、教職員給与費を安定的に確保することは可能となり、教育の機会均等や推進維持が図られているものと考えている等の旨の発言をしているということからも、非常に国としてもですね、重視をしているのだなという前提はまず押さえておく必要があると思つています。

ただ一方で、この請願第16号に書かれているように、やはり定員数に対してなかなか満たないじゃな

いのかという議論があるのですが、財務省のですね、「財政審 財政制度分科会」という会議の中で、この義務教育費の国庫負担制度に係る資料というのが出された経過があってですね、その中に非常にユニークといえますか、少し考えなきゃならないなというデータがありました。

という数字はですね、平成に入って以降、児童生徒数は約30%の減、これは少子化ですから当然です。

ただ一方で、教職員の定数というのは約9%減に留まっていることから、児童生徒40人当たりの教職員数数というのは、結果的には約40%増えたというデータがあるのですね。

なので、職員定数というのはそもそも何をどう切り取って見るべきなのかというのを、議論があるところですから、やはりその定数を満たしていないから、それを満たすために何とかするべきだというのは、非常に一面的な捉え方じゃないかなというふうに受け止めております。

さらに細々と申しますと、この記の中にあります国庫負担金の負担率ですね。

2分の1に復元をするという部分についても、これは昨年も議論をさせていただきましたが、元々は平成16年ですか、いわゆる三位一体の改革の中で地方関係6団体から、この義務教育の国庫負担金については、普通交付税化してほしいと、教育は地域の自由裁量でやらしてほしいという要望が上がって、財源移譲と合わせて2分の1から3分の1に、負担率を下げるといようなプロセスがあったというふうに受け止めています。

ですので、地方分権とこの義務教育の国庫負担金の負担率の割合との関係性についても、やはり振り返ってみれば、我々が要望した側にいたはずですから、結果的にどうだったのかっていうのは、きちんと検証をして、その検証に基づいた意見書を国に上げていく必要があるというふうに思っています。

ですので、古田委員が通すのであれば、このような形でというような御提言をさせていただきましたが、よりリアルな考え方でいいますと、工藤委員のお話にもありましたけれども、記の中で相当精査をしなければならぬ部分が幾つかありますし、やはりその網走の実情にも沿った形で、より具体性のある、また未来志向のですね、意見書を上げていくことが必要だと思いますので、結論としては継続をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○永本浩子委員長 ただいま全員の委員の方からの発言がありましたけれども、特に今、近藤委員からも発言があったように、もう少し検討していったらどうかという、網走ナイズしたものをつくったらどうかという提案もありましたが、いかがでしょうか。

皆様の御意見を聞かしてください。

○平賀貴幸委員 網走ナイズしたものをつくる必要はありません。

請願者の意思を尊重して、請願は精査するものですから、それはそれとして議会として意見書を出せばいいんじゃないでしょうかと思います。

この請願は、あくまでも請願に対する審査ですから、その観点に行き過ぎるのは違うと思います。

○永本浩子委員長 ほかの方の御意見はいかがでしょうか。

○工藤英治委員 児童数が270人平均から250に下がっていき、そして今、昨年の出生数が181になっている現実ですよ。

そうすると、今ここに、それぞれの教頭、養護学校の事務職員を全校に配置する。

そうしたら、複式学級のところも、それぞれあるわけですよ。

そこに全部ね、配置すると市の負担、そのほか今後ね、統廃合等含めて、しなきゃならないものと相入れない、私の考えですよ。

相入れないことがあります。

もう少し効率的な教育行政運営をしていくことによって、もっともっと、子供らに直接向き合える職員等が増えていく。そんな考えでございますので、まずそういったことを先にね、前面に押し出してやりたいので、この件に関しては継続しながら、もう少し深めていくべきだと思っております。

○永本浩子委員長 そのほかの皆さんは、いかがですか。

それでは、採択という方が3名、削除の上採択という方が1名、あと2名の方が継続ということで、意見の一致を見なかったということで、請願第16号に関しては、継続という形でもっていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○永本浩子委員長 それでは次に移ります。

次に、陳情2件について審査を行います。

それでは陳情第18号「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 子供たちがテスト漬けの状況だということも書いてあるのですが、やはり今のコロナの後ですね、子供たちのストレスも本当に溜まっていると思いますし、この学力テストで自分を比べられるのも嫌でしょうし、学力テストを本当はなくしたほうがいいと思うのですが、調査ということであれば、許せる部分もあると思いますので、この学力テスト調査を悉皆から抽出にすること、これは賛成ですので、採択すべきと考えます。

○古田純也委員 学力調査を悉皆から抽出に変わるということで、どっちにしろ子供たちが、このストレス解消を避けるためなのですから、抽出される子供もテストをしなければいけないという現状を考えると、果たしてこれはどういう意図、目的があるのかなってという部分がちょっと不透明な部分がありますので、ちょっと今後も考えていきたい部分がありますので、継続させていただきます。

○永本浩子委員長 そのほかの委員の皆さんいかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 うちの会派としては、学力テストそのものを基本的にはなくしたほうがいいのではないかとこのように考えていますので、この請願が果たしてどうなのかということ、簡単にですけれども調べてみたのですよね。

そうすると、もう忘れちゃいましたけれども、一つの自治体で意見書に実は可決されていて、それを全国に広げていこうという動きが、これまた小人数なのですけれども、地方議員の中にあるのだということはわかりました。

そういう一環なのだと思いますけれども、どうやってやるかも手法も正直よくわからないのですよね。

抽出って、どうやってその抽出の作業をそもそもするのだろうかとか、わからないところが多過ぎて、ちょっとなかなか良い、悪いの判断がやっぱりできないと私たちも思いますので、これについては継続ということになるのかなというふうに思っております。

○永本浩子委員長 ほかに御意見よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見の一致が見なかったということで、陳情第18号は継続とさせていただきます。

○永本浩子委員長 次に移ります。

陳情第19号「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 変形労働時間制ですけれども、最初は出てきたのが学校の先生の労働時間を少なくするというか、負担を少なくするというところから出てきたのでしょうか、実際には負担の軽減にはつながらないものだということがはっきりしていますので、私はこの労働時間制適用しないということの陳情は採択すべきと考えます。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方の御意見はいかがですか。

○古田純也委員 先生方の本当に日頃長時間勤務に対しては、本当に僕も頭の下がる場所なのですが、中にはやっぱり熱血指導と言われる部活ですよ、働き方改革で、本年度あたりは部活の時間も短くなったのですけれども、保護者からは逆にですね、もうちょっと一緒にやってほしいとか、期待する声もあったり、先生の中にはもっと力を入れたいという先生もいますので、お互い短縮されて喜ぶ先生もいれば、それがなかなか本意だという先生の中にはいらっしやると思いますので、一概にこの1年単位の変形労働時間は適用しないということには、該当しない方もいらっしやるのではないのかなということを見ると、ちょっと私は一旦継続させていただきますしたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方は。

○平賀貴幸委員 教育委員会に伺いたいのですけれども、この陳情の後段にはですね、1年単位の変形労働時間制を導入するよりも、まず恒常的な時間外労働の解消にこそ、第一にすることと考えますと書いているのですけれども、私の理解だと、恒常的な時間外労働の解消の道筋ができた後に、変形労働制は導入するというふうな、国や道の方針だと思うのですけれども、それで間違いなかったですか。

○三島正昭教育長 教職員の働き方改革について

は、全国的に取り組まれていることでありまして、今年度からは勤務時間、労働時間外です、勤務時間外の勤務時間を週45時間以内に抑えるのですか、そういったことでそれぞれの自治体の教育委員会が取り組んでいるところでもあります。

当市におきましても、校務支援システムによる勤務時間の把握ということ、今年度から進めておりまして、教職員の働き方に対する意識を変えていただく、また、そういった環境を整えていくということで、今進めているところでありまして、北海道の教育委員会としても、今年度はすぐこの1年単位の変形労働時間制導入をしていないという状況になりますので、今後そういった推移を見ながらですね、取り組んでいくことになろうかというふうに考えています。

○賀賀貴幸委員 はい、理解いたしました。

そうなのです。

私の理解もですね、恒常的な時間外労働の解消を進めた段階の中で、変形労働制は入れるのだからあの書き方を、国の文書を見ても道の文書を見てもそう書いてあるので、陳情の内容が主客逆転しているように思っております。

ですから、もう少しその状況を見てですね、変形労働の適用が今すぐされる状況にはないので、勤務時間の恒常的な時間外労働の解消がどうなるかというのを見定めた上で、この陳情は判断しなければいけないのだらうと思っていますので、ここは継続という判断になるのかなと思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方の御意見はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見の一致を見なかったということで、この陳情第19号に関しては継続ということにさせていただきます。

○永本浩子委員長 次に、所管事務調査に入ります。

今回の調査を実施するに至った経過を若干説明させていただきます。

3月に行ってから今回までのこの間、学校給食の提供方法に関する件に関して、当委員会として所管事務調査を行い、さらには3月の第1回定例会においては、関連する請願の提出もございました。

加えて、予算等審査特別委員会において、各委員から当該テーマについて様々な質疑がなされたところ

であります。

大きな流れとしては、教育委員会としては、本年4月以降に学校現場でさらに説明を尽くし、保護者の理解を求めていくということでありましたが、皆様御存じのとおり、新型コロナウイルスの感染予防のための臨時休校等がございました。

そういったもろもろの状況変化を勘案し、今現在の段階で教育委員会が当該事案に対し、どのような見解を有しているのか。

また、今後はどのようなスケジュール感を持ちながら検討を進めているのか等について、情報を共有する意味でも所管事務調査が必要であるとの認識に立ち、本日の調査に至った次第でございます。

委員の皆様にはそういった認識に立っていただき、調査に望んでいただきたく存じます。

それではまず初めに、三島教育長から当該事案の現状について説明を求めます。

○三島正昭教育長 学校給食調理場の一部集約及び調理場業務等の業務委託について、これまでの経過を含めまして、現状の説明をさせていただきたいと思っております。

学校給食の運営にあたりましては、児童生徒数が減少してきていること。

調理員の確保に苦慮する状況が慢性化しており、安定的な調理体制の維持が難しくなってきたことなどから、学校給食運営の在り方について、安全で安心な給食を継続して安定的に提供していくため、小規模調理場を大規模調理場へ集約、運営体制を一部業務委託とし、南地区共同調理場及び潮見小学校において、給食調理場の一部集約及び調理場業務等の業務委託を令和3年4月から実施する市の考え方につきまして、説明会を行ってきたところでございます。

説明会につきましては、令和元年12月から令和2年2月にかけて、PTA役員、教職員、保護者、学校運営協議会への説明のほか、説明を聞きたいとお集まりをいただいた方々への説明を含め、延べ25回、237人の方々に説明をし、意見交換をさせていただき、また2月16日に開催されました、まちづくり推進住民会議におきましても、説明をさせていただいたところでございます。

また2月5日に開催されました、文教民生委員会におきまして、御説明をさせていただいたところでもございます。

4月からは新1年生が入学するというところ

り、3月から対象校及び対象外の学校につきまして引き続き説明会を開催し、市の考え方の説明に努めていくこととしていたところでありまして、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止によりまして、2月下旬以降の説明会が実施できない状況となっております。

この計画につきましては、丁寧な説明を行っていくことを第一に考えておりまして、説明会が開催できない現状では、学校給食調理場の一部集約、及び調理業務等の業務委託の令和3年4月からの実施につきましては、困難であると判断したところでございます。

今後、新型コロナウイルスの状況を見ながら判断していくこととなりますが、保護者や市民に対し、市の考え方について御理解いただけますよう丁寧な説明と、情報発信を継続して実施をしていく考えであります。

以上、これまでの経過と現状につきまして説明をさせていただきます。

○永本浩子委員長 それでは、各委員のほうから何か質問等ございますか。

○金兵智則委員 はい、説明をいただきました。

現状、新型コロナの関係で説明会が開けなくなったので、当初に予定していた令和3年4月からは難しいというふうな判断で、これからの状況を見ながら、説明会の日程やらスケジュール感もこれから決めていくよという御説明だったということで理解してよろしいですか。

○三島正昭教育長 状況が整えばですね、できるだけ早く市の考え方を保護者等にですね、説明会を開催し説明をしていきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 ということは、説明会をしていって、丁寧な説明をして、理解を得られたと判断した段階で日程的なものは、そこから組み上げていきますよということですね。

○三島正昭教育長 丁寧な説明をし、御理解をいただきたいということで説明をしてみたいと思いますが、今後のスケジュールについては、その状況を見ながらということになりますけれども、この調理場の集約、業務委託につきましては、考え方につきましては変えておりませんので、説明会を継続して開催しながら、実施の状況、時期等についてですね、判断をしてみたいと。

予算を議会で審議をしていただくわけですけど

も、その後予算が可決された中でですね、業者の選定、調理場の改修等がございますので、そういった期間もある程度は必要となってきますので、そういったことも、様々考えながら時期の決定を行っていきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに。

○村椿敏章委員 給食の安定的な供給ができないというところから始まったわけなのですよ。

それで、今正職員が7名で、パート職員が34名と、これは1年、2年延ばしたとして、正職員がまた減ってくるような気がするのですが、その辺、来年も1年間その正職員が7名でやっていくような考えをしているのでしょうか。

あとは今回ですね、パート職員を会計年度任用職員として採用したと思うのですが、この間、募集したときに何人応募されたのですかね。

応募をされて何人採用したというところは、要は、需要と供給のところだと思うので、やりたいなという人がいれば、この状態で何とかつないでいくのではないのかなということも考えられるので、その辺はどうだったのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 現在の給食調理の体制でございますけれども、現在正職員が6名、それから、パート職員が35名の体制で給食調理を実施しております。

今年の4月の体制に至るに望んだ職員の募集の状況でございますけれども、会計年度任用職員は9名採用しておりますけれども、申込みにつきましては、10名の申込みがあったところでございます。

正職員の退職の状況でございますけれども、今年度末につきましては、定年退職の予定はございませんので、現行体制は維持できるというふうに考えております。

○村椿敏章委員 正職員は、今年度で退職する方はいないということですね。

わかりました。

○永本浩子委員長 そのほかにいかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 確認させていただきますが、9名の会計年度任用職員を採用されたということなので、すけれども、この方々は、パート職員の35名の中に入っている勘定になるのでしょうか。

そこを確認させていただきたいと思います。

○小松広典学校教育課長 昨年度までは、パート職員34名の体制で行っておりまして、職員のうち1名

が再任用の短時間ということになりまして、35名が必要な形になります。

その中で、34名の中で35名が必要になって、9名採用する必要が出たのですけれども、そこにつきましてはもともとのパート職員の方も、制度の変わり目ですので、会計年度任用職員に移行する形になりましたし、その中で不足している9名につきましては、会計年度任用職員で採用という形で採用準備をさせていただきました。

○平賀貴幸委員 わからないので教えていただきたいのですけれども、パート職員35名のうち会計年度職員というのは、今現在何人いらっしゃるのですか。

○小松広典学校教育課長 会計年度任用職員35名のうち、全員になります。

○平賀貴幸委員 これでわかったのです。

正職員6人と会計年度任用職員が35人の体制になっているということが、正確な情報だということですね。

わかりました。

それで二つの理由があって、この事業を進めたいという説明だったのですけれども、調理員確保の困難という状況は、正職員6名、会計年度任用職員35名で、現状では解消されているという理解をしていますか。

○林幸一学校教育部長 現在の給食調理場におきます調理体制としては、必要な人数、調理員としては確保できておりますので、そこは支障なく進められているということでございます。

○平賀貴幸委員 そうすると、この人数が確保し続けられるような状況があるのであれば、問題の片方は存在しなくなるというふうに考えていいということですね。

○林幸一学校教育部長 先ほど教育長からのお話の中でも職員確保に厳しいという、慢性化してきたところもあったというお話もあったと思うのですが、実は今回も急なお話ではあったのですが、今月いっぱい、これは御家庭の事情なのですが、退職されるという方が出たということもございまして、この先を見てもですね、安定的な給食体制を確保したいということは考えを持っておりますので、ここは、従前の説明会でも説明させていただいた考え方を進めていきたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 考え方はわかりましたが、現実を見たときに調理員確保は困難だという課題はほぼ消

滅したというふうに、ここは捉えざるを得ないなというふうに思うのが普通ですね。

そこは、1人辞めるから確保できないというか、難しいという話には正直ならないので、そういうふうに思わざるを得ないのですけれども、何か補足答弁ありますか。

○林幸一学校教育部長 実は今回のですね、9名新体制を進めることになったのですが、9名を確保するにあたりましては、実は募集に関しましては2回募集をかけております。

その中でも、募集の広告、それからホームページの掲載、新聞折り込み、また人を介しての声かけなどにより、正直やっとな調理体制を確保したというところもございまして、ここはそのままの考え方で、進めてまいりたいと思っております。

○平賀貴幸委員 2回くらい人を募集するのは当たり前前の話で、それが大変だということには全然ならないので、だから人が集めづらい、確保困難ということにはならないということは、申し訳ないのですけれども理解してください。

そこは市の認識が、申し訳ないのですけれども、ちょっと甘過ぎる、教育委員会の認識が甘過ぎる話で、申し訳ないのですけれども。

通常の介護の事業所だとか、いろいろな事業所も毎月のように広告を打って、一生懸命にハローワークの求人の内容も毎回変えて出しても、それでも人が集まらなくて苦労しているのですよ。

そういう状態で2回広告を出して、いろいろやったら集まったといたら、それは調理員確保が困難とは言わないのですよ。

そこは、もう一個消滅しているというふうに、申し訳ないのですけれども思ってください。

ここは子どもの減少を中心に、そこでは必要だということで、論理を今後展開していかないと申し訳ないのですけれども通用しません。地域で説明しても、理解されないと思います。

それは、見解の相違とあえて整理をして、伺っていきたく思いますけれども、そういった状態を考えたときにでも進めたいということであれば、そこを含めて説明していかなければいけないのですけれども、いつ頃を行いたいのだという道筋がない状態で説明していくというのは、私はなかなか容易な話ではないなと思うのですね。

通常ですと、もともとは、令和3年4月に行いた

いのですということを示しながら、説明できていたと思うけれども。

それができないで、いつやるのかわからない話を、これから説明を進めながらという話はなかなか難しいのではないかなと思うのですけれども、その辺についてはどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○林幸一学校教育部長 委員のおっしゃることも理解はできますけれども、このコロナの状況で先行きがちょっと不透明というところも、一つございます。

ただ、この計画を進めるに当たりましては、業者の選定や、設備の改修などに予算化をしてから1年程度はかかると、私どもも考えております。

大きな判断としましては、予算の編成が年末ということが一つございますので、この時期に一つの判断をすることになるかと考えておりますが、まずはそういったことも含めて丁寧な説明に努めて、早期の取組を進めてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 そういったことを説明会で説明すれば理解されるのだろうかと、私もそこは受け止めさせていただきました。

それで、不透明な部分についての一点について、やっぱり気になるので伺っていきたくは思いますが、新型コロナウイルスという感染症は目に見えないもので、いつどこで発生するかわからなくて、思った以上に学校給食施設で発生しているなという認識を持っているのですけれども、その辺について教育委員会の見解はいかがですか。

○林幸一学校教育部長 そのような報道等も耳にしておりますし、そういったことも含めまして、今回も実は4月のスタートを切るときには4月1日なのですけれども、全調理員に集まっていたいただいて調理場の徹底的な衛生管理とコロナ対策についてということで、研修も行っておりますので、網走に関してはそういったことを積みながら、安心できる給食の提供に努めていけるというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 しっかり対応していただいている、本当にそこはありがたいというふうに思いますが、一方で集約をしていくということは、そこに関わる人数が増えていくということでもあります。

もちろん、どんな面積の建物を造ったり、どんな配慮する建物にするかによっても、感染リスクは大きく上下するのですけれども、基本的には人が増えれば増えるほど感染リスクが高くなる。

これは、人口密度が高くなれば、感染リスクが高くなるという現状のコロナウイルスの感染データを見れば、これは明らかな話なので、人をできるだけ集めないほうが感染リスクも低くなる、これは当然の話なのです。

そうすると、今回のこの学校調理上の集約化については、新型コロナウイルスのような感染症を想定していないときにつくられた計画だから、集約化になっているというふうにまず思うのですけれども、確認ですが、もちろん新型コロナウイルスが発生していないときに、集約化の計画というのは練られた話ですよ。

○林幸一学校教育部長 そのとおりでございます。

○平賀貴幸委員 そうすると、改めて果たして集約化が本当に感染リスクの面から考えて、正しいのかどうかという検討を再度した上で、方針を立て直すというという必要が、私はやっぱりあるのだと思いますけれども、その辺についても幸いなことに時間ができたので、一度練り直した上でその部分も含めた説明会をやりながら、進めていくということは不可欠だと思うのですけれども、その辺についていかがですか。

○林幸一学校教育部長 このコロナウイルスの発生後にもですね、道教委から給食の安全確保についてということでの通知は発出されておりますけれども、私どもの調理場以上に人を介して調理をされている現場もあるとは思いますが、委員の御意見は理解できるところなのですが、その辺は十分注意した中で進めていきたいと考えているところでございますので。ただ御意見は、こういった御意見があったということで、お伺いしていきたいということが思います。

○平賀貴幸委員 伺っていただいてありがとうございますというべきなのかもしれませんが、恐らく同じような質問は当然、保護者の方々からも出てくるでしょう。先生たちからも、それから給食調理の方々からも場合によっては出てくるでしょう。そのときに、お話としては承っておきますでは通じませんから、正直なところ。

こういう検討したので、こうですという話ができるようになっていなければいけません。

今の時点では、議会ではそういう答弁ができる状況ではないということが、今の答弁でわかりましたので、少なくとも保護者の説明会、あるいは今後こういった機会に議会があったときには、そういった

ところがどんな検討をしたのかということが答弁できるような状態をつくっていただく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○林幸一学校教育部長 先ほども答弁させていただきましたけれども、道教委の衛生管理マニュアル等も注視しながらですね、その辺は明確にお答えできるような形で準備を進めていきたいと思っております。

○永本浩子委員長 ほかに何か御意見ございますか。

○近藤憲治委員 教育委員会の現状での認識と、今後の進め方につきましては理解をさせていただきましたが、今後、保護者の皆さんや学校現場で説明していくときに、一つ留意をしていかなければならない点があるなと思っております、それは、今ちょっとの何人かの委員の方からも発言がありました、そもそもこの事業そのものの出発点は、まず一つは人口減少と児童生徒数の減少に伴って、いかに行政サービスを効率よくダウンサイジングしていくかという視点と、例えばその現場レベルで慢性的な人手不足があるという、二つの根拠からスタートしているというふうに思いますが、一方で本年度ですね、なかなか会計年度任用職員、集まるのか集まらないのかみたいな懸念がある中で、非常に苦勞されながら声掛けをしたところ、結果的には充足したということがあって、非常に短絡的なロジックでいってしまうと、人が集められたから別に今のままだもいいじゃないか、みたいな声が出かねないといいますが、そういった懸念というか心配が私の中にはあります。

ですので、この事業そのものがなぜ必要なのかというのを、きちんとその根っここの部分でもですね、説明会でも保護者の皆さんに対しての発信でも心がけていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺は現状どのように考えていらっしゃいますか。

○三島正昭教育長 近藤委員のおっしゃるとおりでございます、この本年度の4月1日にあたりましてはですね、何とか働いていただける方を確保することができたという状況でありますけれども、子供たちに安定した給食を提供していくという、我々のそういう責任を持っているというふうに思っております。

ですから、いつの場合でもきちんとした給食ができる体制を、やはりきちんと整備をしていかなければだめだというふうに考えておりますので、4月1

日が充足したからそれでいいということではなくて、先ほど林部長からもありましたけれども、今月末でまた都合により退職される方が出ると。

ここを一日でも早く充足をした形で給食の体制をとらなければだめだということで、今すぐに募集の事務を始めるように、指示をしているところであります。

そういった体制をきちんととって安定した体制をとれる、そういう形に持っていかなければならないというふうに私共は考えておりますので、そういったこともきちんと説明をしながら、御理解をいただいきたいというふうに考えております。

○近藤憲治委員 大変苦勞されている慢性的な人手不足という現状も、一瞬は解決されたかのように見えるけれども、現実はなかなかそう簡単なものではないということを、今教育長の答弁から理解をさせていただきました。

あと、そして併せてですね、今後一部集約とそして民間への委託ということで検討を進められていく、そしてまた、その情報を保護者の皆さんに発信をしていくという段にあるのかというふうに思いますが、やはりこの間の新型コロナウイルスの感染拡大と、その予防に関連して臨時休校があつて、そして、その給食が通常どおり提供されていること自体が、そもそも尊くありがたいことだったのでということ、相当多くの保護者の方が実感されたというふうに受け止めています。

ですので、そういう部分では安定供給に力を尽くしたい、心を砕いていきたいという教育委員会の思い、情熱というのをしっかりと根幹に据えてですね、保護者の皆さんに向き合っていただきたいというふうに思いますし、あと先ほどですね、いろいろ新型コロナウイルスで調理場の分散のほうがリスクを軽減という議論もありましたが、私どもはこのタイミングを機にですね、例えばセンター化していればですね、学校現場では、一人一人のお子さんに臨時休校中にお弁当を配ってあげることはできませんけれども、センター化していればそういう運用の仕方が出来たのではないかというのは、実は会派内での議論もあつて、そういう点ではですね、結果的に時間ができている部分もありますので、様々な角度から検討を進めていただきながら、保護者の皆さん、そしてまた学校現場に向き合っていただきたいというふうに思いますけれども、所見を伺います。

○三島正昭教育長 コロナウイルス感染症による臨

時休校が、4月の当初2週間、学校を再開してきたという状況ありましたが、おおよそ2月の下旬から5月末までの3カ月間、臨時休校、学校に登校できなかったという状況が続いておりました。

保護者の方々からもですね、子供たちの昼食の用意が非常に大変だという声も伺っておりましたし、また全国のある町では、給食調理場を使って子供さん方に給食を何度か提供して、それはセンターなのか、学校の調理場なのかわかりませんが、そういった取組をされた自治体もあるというふうに見ておりましたけれども、私どもは自校で、学校で給食を作ると、作っていくという考え方を変えていく予定はありませんので、先ほどお話のありました、センター化ということにつきましては、現在のところ全くその考えは持っておりません。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、各委員より何もなければ、以上で文教民生委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後1時54分閉会
